

報告第12号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月1日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成29年11月13日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県米原市

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所と番地および氏名は掲載していません。

2 事件名 公用車対物事故

3 事件の概要

平成29年9月4日午前8時10分頃、米原市顔戸1361-5付近において、職員が運転する公用車が、相手方の自動車と接触し、車両右後方を破損させた。

4 損害賠償の額

金35,700円とする。

平成29年11月13日

米原市長 平尾道雄